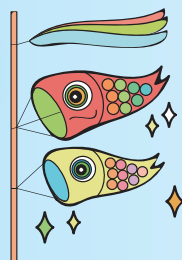


2022  
05  
May



# CLIENT

No.359



## 弊法人からの連絡事項

- ・労働保険申告書の作成

P1

## 税務トピックス

- ・コロナ禍での税務調査について

P2

## Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

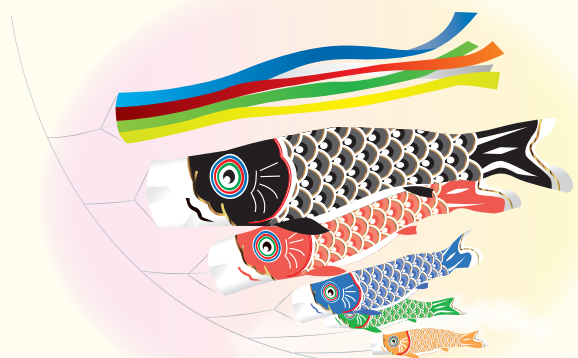
- ・スタッフの副業・兼業について

P3

## Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・賃上げ促進税制の活用について②

P4



## Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・賃上げ促進税制の活用について②

## 税務トピックス

- ・火災保険の保険期間が変わります

P5

## 税務トピックス

- ・火災保険の保険期間が変わります

P6

## Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・満期が近い養老保険は  
保険金の受取人を確認しましょう

P7

## 労働保険の申し込み及び費用について

5月末から順次、労働局から皆様のお手元に、申告書が届く予定です。  
 弊法人に作成を依頼される場合は**6月10日(金)**までに、その申告書をお送りください。

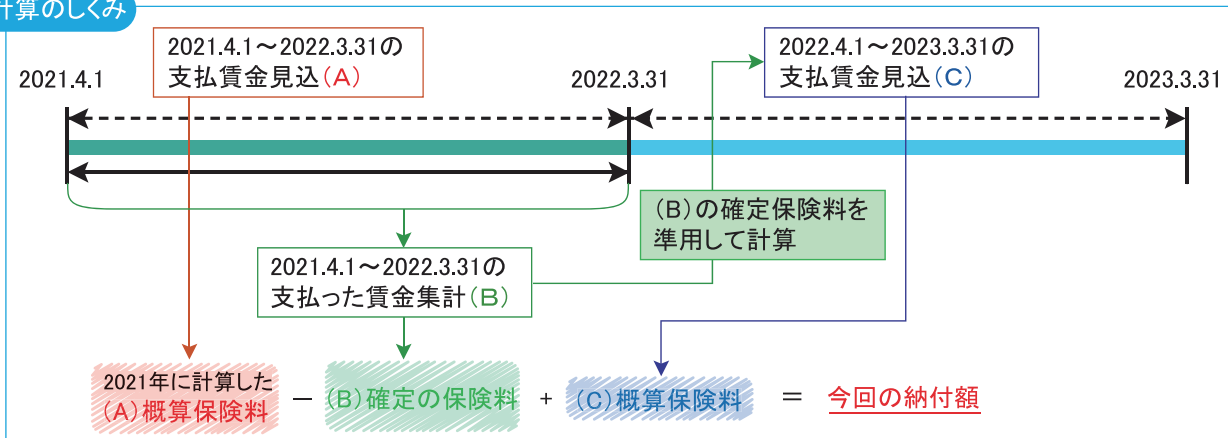
2022年度の労働保険年度更新は、7月11日(月)までとなっております。7月11日(月)までの間に前年度の確定保険料、当年度の概算保険料を計算し、申告・納付を行います。労働保険料の算定方法は、2021年4月1日から2022年3月31日までに支払われた賃金総額に、保険料率を乗じた額が保険料となります。詳しくは下記の一覧表をご参照ください。

費用一覧		(税込)	
	①	②	③
	弊法人が申告書作成	弊法人が資料作成、労働保険組合等に提出	医院・クリニックが計算、弊法人でチェック
1名	4,290円	4,290円	4,290円
2名			
3名			
4名	5,720円	5,720円	5,720円
5名	7,150円	7,150円	7,150円
1人増ごとに	1,430円	1,430円	1,430円

(注) 人数とは常時使用労働者数(申告書④欄)をいいます。  
 (注) 別途見積書で料金をお知らせしている場合は、そちらでの請求となります。

※医院・クリニックで計算して申告する場合は、申告期限 7月11日(月)に間に合うようにご準備ください。

### 計算のしくみ



コロナ感染拡大予防の観点から緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の間は医療機関に対する税務調査の連絡をもらうことはありませんでした。宣言等が解除された令和3年12月末や令和4年3月後半から税務調査の連絡が少しずつ増えてきています。

税務調査全体としてはコロナ感染症の影響で調査件数自体は減少していますが、追徴金額は増加している結果が発表されています。

## ■調査対象の傾向

### ①消費税の還付申告

消費税の還付申告は税務署が注目する項目の1つです。

コロナ禍ではまん延防止等重点措置が出されたことによる診療控えが起こり、課税売上割合が想定外の動きをした医療機関が多少ありました。そのため、通常では該当しない還付申告になった医院・クリニック、原則と簡易の優位が逆転した医院・クリニックもあります。

感染拡大予防支援金で医療機器を購入したことが影響している医院・クリニックもありましたので、領収書等の根拠書類保管をお願いします。

### ②海外取引、海外資産

税務調査対象として注目されている項目のもう1つが海外取引です。本業の医療行為では海外取引がなくても、海外投資や海外資産を保有している個人に対して所得税の調査が増えている実態があります。海外投資を行っている個人に対する調査での追徴税額は通常の所得税調査の2.8倍まで膨らんでいます。その内容は、43%が海外の不動産、証券、預貯金等の蓄財に対するものだと発表されています。

確定申告では所有する財産が3億円超となっていないか等をお尋ねしています。また、財産債務調書の提出対象者には個人財産の詳細をお尋ねしております。国内の預金、不動産だけではなく、海外口座預金・海外不動産・暗号資産等も含めて弊法人へ報告をお願いします。

### ③撤去冠金属の売却代金

歯科の撤去冠金属の売却代金については、歯科医院の税務調査では必ず調べられる項目の1つです。税務署がアサヒプリテック、相田化学等の業者へ取引内容を尋ねる反面調査も一般的に行われています。ここ数年は金の価格が継続的に上昇していることから、1回の売却代金が大きくなり、計上が漏れていた場合の追徴課税も大きくなっている傾向があります。

年1回は業者への引き渡しを行うようにしてください。  
撤去冠金属の売却書類は必ず月次資料と一緒に送ってください。  
アサヒプリテックの【アサヒメタルアカウントシステム】をご利用の先生は、現金に換金してなくても、預けた時の預かり証書類を資料として送ってください。

## ■税務調査に関する税制改正

税務調査で色々指摘された際に、それまで申告していなかった経費を「やっぱり、これも経費だった」と持ち出してくる【後出し】をするケースがあります。

調査になってからの後出し経費は税務当局の執行コストが多くなることを理由に、**2023年からは帳簿等により費用発生が確認できる場合、支払先が明らかで反面調査によって確認することができる場合を除いては損金にできない**とされました。

調査の時にご相談されても経費にはできないケースが増えてくると思います。経費になるのだろうか？と疑問を持ったら、その時に担当までお気軽にご相談ください。

## Question

副業を希望しているスタッフがありますが、副業を認めないといけないのでしょうか。

## Answer

最近では副業を希望するスタッフも増えてきています。

厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」では、裁判例をとりあげ、労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由であり、各企業においてそれを制限することが許されるのは下記のような場合と解されております。

1. 労務提供上の支障がある場合
2. 業務上の秘密が漏洩する場合
3. 競業により医院の利益が害される場合
4. 医院・クリニックの名誉や信用を損なう行為や信頼関係を破壊する行為がある場合

上記以外の場合、基本的に厚生労働省は、2018年に改定されたモデル就業規則でも「労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。」とされており、副業・兼業を促進しています。

### ■ 医院・クリニックにできる対策とは？

副業を許可制にして、**予め就業規則などで許可の基準を定めておくこと**が重要です。

例えば、スタッフの心身や体調に悪影響があると医院・クリニックが判断した場合には副業を許可しない等のルールを設け、定期的に副業の業務内容や労働時間などを報告してもらうことによりスタッフの健康管理はもちろん副業の内容を確認できるようにしておきます。



スタッフが副業・兼業をしたい理由は何なのか話し合いを行い、双方が働きやすい環境を作るとともに、副業・兼業によるトラブル回避のために、予め医院・クリニックで副業・兼業に関するルールを定めておくことが重要です。



厚生労働省で副業・兼業のモデルケースやスタッフに提出してもらう届出などの様式例を提供しております。

下記URLでご確認ください。

★<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

## Question

2022年の税制改正では「賃上げ促進税制」を活用して最大40%の税額控除ができると聞きました。今までの「所得拡大税制」\*とどう違うのでしょうか。また、医院・クリニックでよい活用方法があれば教えてください。

※所得拡大税制の内容については、CLIENT2021年9月号をご参照ください。

## Answer

前回に引き続き「賃上げ促進税制」についてお知らせいたします（前編はCLIENT4月号をご覧ください）。今回の内容は、教育訓練費の明細書の書き方と、税額のシミュレーション結果となります。

### ■賃上げ促進税制 適用期間

個人事業主： 2023年度（2024年3月申告分）、2024年度（2025年3月申告分）

法人（資本金1億円以下）： 2022年4月1日～2024年3月31日までの間に開始する各事業年度

### ■教育訓練費の明細書の書き方について

賃上げ促進税制の上乗せ措置を利用する場合は、教育訓練費の明細書を作成する必要があります。現行では、確定申告添付書類として提出していますが、改正後は、明細書の「保存」で適用が受けられるようになります（2022年3月22日閣議決定）。明細書は決まった様式はありませんが、下記事項の記載は必須となります。

- (1) 教育訓練等の実施時期：「年月」は必須、「日」は任意で記載
- (2) 教育訓練等の実施内容：教育訓練等のテーマや内容及び、実施期間
- (3) 教育訓練等の受講者：教育訓練等を受ける予定、または受けた者の氏名等
- (4) 教育訓練費の支払証明：費用を支払った年月日、内容及び金額並びに相手先の氏名又は名称が明記された領収書等 ※提出は不要です。

適用を受けようとする年度の**前年度分も作成してください。**  
0円の場合もそれが分かるように記載をお願いいたします。

### 【明細書のイメージ】

教育訓練費に関する明細書 令和5年度					
NO	実施時期	内容及び実施期間	受講者・対象者	支払証明	支払額（税込）
1	2023年4月1日	歯科衛生士スキルアップ セミナー参加（1日）	スタッフ1	領収書（別紙1）	15,000
2	2023年4月1日	歯科衛生士スキルアップ セミナー参加（1日）	スタッフ2	領収書（別紙2）	15,000
3	2023年6月1日	インプラントに関する 勉強会参加（2日間）	スタッフ3	領収書（別紙3）	60,000
4	2023年6月1日	インプラントに関する 勉強会参加（2日間）	スタッフ4	領収書（別紙4）	60,000
合計					150,000

法人の役員、個人事業主及び親族の方の教育訓練費は対象外です。

### ■税額のシミュレーション結果について

前回の内容を踏まえ、給与等支給額と教育訓練費の増加率毎に、どれくらいの節税効果があるか表にまとめました（次頁参照）。ポイントは、控除額が「給与等の増加額×適用控除率」で計算される点です。教育訓練費は前年比10%以上増加という上乗せ条件になっているだけで、条件を満たした上で更に多く支出したからといって控除税額に影響しません。 次頁へ続く→

法人税額または所得税額の20%が上限となります。

満たす条件	給与増加額	教育訓練費 増加額	支出増加額 合計	適用控除率	控除税額
給与等支給額前年比1.5%以上増加	+15万円	0	+15万円	15%	▲2.25万円
給与等支給額前年比1.5%以上増加 且つ教育訓練費10%以上増加	+15万円	+10万円	+25万円	25% (上乘せ)	▲3.75万円
給与等支給額前年比2.5%以上増加	+25万円	0	+25万円	30%	▲7.5万円
給与等支給額前年比2.5%以上増加 且つ教育訓練費10%以上増加	+25万円	+10万円	+35万円	40% (上乘せ)	▲10万円
〃	+100万円	+10万円	+110万円	40% (上乘せ)	▲40万円

限られた資金の中で、最大限の控除を受けたい場合は、教育訓練費は前年比10%以上程度に留め、他は昇給や賞与とすることが得策だと言えます。ただし、あくまで税制の有効活用という点に着目した策です。税額控除を受けるには、キャッシュアウトを伴いますので、実際は、医院・クリニックの経営状況やスタッフの特徴等を総合的に勘案して決めていくのが良いかと思います。ご相談事があれば、担当までお知らせ頂きますと幸いです。

## 火災保険の保険期間が変わります

## 税務トピックス

2021年11月に損害保険各社が、家屋や家財の損害を補償する火災保険について、割安な10年契約を廃止して、5年ごとの更新に短縮することを発表しました。また、大手の損害保険会社は保険料の値上げも行うようです。

適用時期は2022年10月以降となる見通しですが、マイホームをお持ちの方や、不動産経営をされているオーナー様には、耳の痛い話ではないでしょうか。

見直しに至った背景として、近年の台風や豪雨などの異常気象に対する保険金支払いの増加が挙げられます。今や火災だけでなくあらゆる自然災害も補償する火災保険。保険期間が短くなることによる影響と、今後の契約を見据えた火災保険見直しのポイントについて見ていきましょう。

## ■最長5年契約となった場合の影響は？

## 【メリット】

## ・契約の見直しが容易になる

多くの方は、更新のタイミングをきっかけに見直されると思います。更新時期が早いいため補償内容を見直しやすくなります。

## 【デメリット】

## ・総支払保険料が高くなる

火災保険は長期契約になるほど保険料が安くなるように設定されています。同じ10年契約をする場合でも、10年契約と同条件で5年契約を2回行う場合とでは、10年契約で加入する方が保険料は割安になります。

## ・改定の影響を受けやすくなる

今回のような保険料や期間改定など契約者がその影響を受けるのは、新規契約もしくは更新契約をしてからになります。契約期間が短くなることで、その影響をより受けやすくなります。

## ■改定を踏まえた4つの見直しポイント

### ①できるだけ長期で加入して1年当たりの保険料を抑える

長期一括払い契約をすることで1年当たりの保険料を抑えることができます。一括支払いが難しい場合には契約期間は長期で、支払いは1年ごとという方法もあります。こちらは長期年払いという契約形態で、1年更新で加入するよりも1年当たりの保険料を抑えることができます。

ちなみに期間10年で契約したが、5年後に売却することになった場合、残存期間5年分の保険料は返還されます。

※保険会社によって返還率は異なりますのでご注意ください。

### ②補償内容を確認する

火災保険は火災以外にも、水災、風災、雪災等の自然災害や台風で屋根が破損し、それが原因で起こった雨漏り、盗難者が侵入した際に破損した窓ガラスの修理代など、日常生活の補償を特約として付加することができます。

生活の補償についても全てカバーできれば安心には違いありません。しかしながら、現在は保険料の引き上げが控えているので、各特約で想定されているリスクを検討し、必要のないものは外す、契約時から付加しないなど思い切って整理をして、保険料負担を減らしてみましょう。

### ③免責金額を設定する

火災保険では免責金額を設定することで割安に加入することができます。

例えば、免責金額を5万円で設定した契約の場合で100万円の事故があった場合、5万円が自己負担となり、残りの95万円が保険金として支払われます。免責金額を高く設定するほど保険料は安くなりますが、その分自己負担も大きくなりますので、予算に応じた設定が必要です。

### ④相見積もりをとる

火災保険は同じ条件でも保険会社によって保険料は異なります。銀行やハウスメーカーなどで勧められた保険会社以外にも見積もりを取ることで、割安に契約できる可能性があります。

この機会に、上記見直しのポイントを考慮しながら、ご自身に見合った契約内容に変更されてはいかがでしょうか。

日本クレアス税理士法人では、火災保険に関するご相談も承っております。お気軽にお問い合わせください。

<お問合せ先> 日本クレアス税理士法人 相続サポートセンター

電話：03-3593-3243



## Question

15年前に加入した養老保険がもうすぐ満期となります。満期保険金の受取人が誰になっているかによって税金の取り扱いは異なりますか。

## Answer

生命保険の満期保険金の受取は、保険料を支払う人（契約者）と受取人が異なると発生する税金の種類と税金額が異なるため注意が必要です。

満期保険金がある養老保険等は、満期が近くなったら必ず受取人を確認してください。契約者、被保険者、満期保険金のすべてが先生本人であれば問題ありません。契約者、被保険者が先生本人、満期保険金の受取人が先生以外の場合は贈与となり、先生本人が受け取るよりも税額が大きくなります。先生が保険料を払っている養老保険等で満期保険金の受取人が先生以外の場合は、先生へ変更することを検討する必要があります。

### ■発生する税金と税額の違い

今まで払った保険料300万円、満期保険金400万円の場合

#### ◆贈与になるケース

**贈与税 33.5万円 発生**

契約者 (保険料を支払う人) 満期保険金の受取人



先生



奥様

保険料を支払っているのは先生で、満期保険金の受取人が奥様の場合、**贈与税**がかかります。

$$\begin{aligned} & \text{受取った満期保険金} - \text{基礎控除} = \text{課税対象額} \\ & 400\text{万円} - 110\text{万円} = 290\text{万円} \\ & \left( \text{課税対象額} \times \text{贈与税率} \right) - \text{控除額} = \text{贈与税} \\ & \left( 290\text{万円} \times 15\% \right) - 10\text{万円} = 33.5\text{万円} \end{aligned}$$

#### ◆一時所得になるケース

**所得税 8.25万円 発生**

契約者 (保険料を支払う人) 満期保険金の受取人



先生



先生

保険料を支払っているのは先生で、満期保険金の受取人も先生の場合、**所得税（一時所得として）**がかかります。

$$\begin{aligned} & \left( \text{受取った満期保険金} - \text{既払い保険料} - \text{控除額} \right) \times \frac{1}{2} = \text{課税対象額} \\ & \left( 400\text{万円} - 300\text{万円} - 50\text{万円} \right) \times \frac{1}{2} = 25\text{万円} \\ & \text{課税対象額} \times \text{所得税率} = \text{所得税} \\ & 25\text{万円} \times 33\% \text{の場合} = 8.25\text{万円} \end{aligned}$$

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 359号

■発行日：2022年5月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階

電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246



〈国内〉 東京 / 大阪 / 高崎 / 富山 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

日本クレアス行政書士法人